

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 5 月 25 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600443号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1700007号

第1 結論

昭和56年12月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月から昭和57年3月まで

私は、昭和56年12月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、送られてきた納付書で、最寄り駅近くの金融機関の窓口で納付したにもかかわらず、請求期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

請求期間の国民年金保険料を支払ったことを記録した家計簿を資料として提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年12月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者及び請求者の資格取得日から、請求者の加入手続時期は、昭和56年12月頃と推認される。

また、請求者が所持する家計簿によると、昭和56年12月23日に国民年金に加入し、昭和57年4月17日に昭和56年12月から昭和57年3月までの国民年金保険料1万8,000円を支払った旨の記載があり、当該金額は、請求期間の合計保険料額と一致している上、当該家計簿に記載されている品目（納付記録が確認できる請求期間後の国民年金保険料額及びNHK受信料等）の支出額は、当時の保険料額及び価格と一致していることから、当該家計簿は請求期間当時に作成されたものと認められ、請求者の主張どおり、請求期間の保険料は納付されていたものと考えられる。

さらに、請求者に係る請求期間後の国民年金の種別変更手続は適正に行われており、国民年金加入後の請求者の年金への関心は高かったものと認められ、請求者は、4か月と短期間である請求期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600403号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700026号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を、平成15年4月11日は1万3,000円、同年10月15日は22万円に訂正することが必要である。

平成15年4月11日及び同年10月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月11日及び同年10月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年4月
② 平成15年10月

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた平成15年4月及び同年10月の標準賞与額の記録がない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間における標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)、同僚から提出された賞与明細書(写)及び同僚の回答により、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、上記の賞与明細書(写)により、当該賞与から賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記の預金通帳(写)及び賞与明細書(写)において確認できる振込日及び支給日から、請求期間①は平成15年4月11日、請求期間②は同年10月15日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳(写)及び賞与明細書(写)にお

いて推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は1万3,000円、請求期間②は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年4月11日及び同年10月15日の標準賞与額について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600414号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700027号

第1 結論

請求者のA社における平成18年8月11日の標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年8月11日

厚生年金保険の記録では、A社から支給された請求期間に係る賞与の記録がないが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳(写)及び同僚から提出された平成18年8月分賞与に係る給与支給明細書(写)から判断すると、請求者は、A社から当該期間に係る賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳(写)及び給与支給明細書(写)により推認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成18年8月11日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かに

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600422号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1700004号

第1 結論

昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和62年3月まで

私は、年金受給手続の際に年金記録を確認したところ、夫婦共に昭和61年4月から昭和62年3月までの国民年金保険料が未納になっていることを知った。

結婚と同時に国民年金に加入して以降は、私が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付しており、昭和55年5月に団地に転居してからしばらくは自治会の集金により納付し、その後、時期は覚えていないが、途中から個人納付に変更し、市役所の支所又は金融機関において納付するようになった。

集金人が来れば集金人に納付しないことはなかったし、納付書があれば納付書で納付するまで捨てることはなかったはずであり、前後の期間は全て納付済みになっているのに、請求期間の1年だけが未納になっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、団地の自治会の集金による納付から個人納付に変更した時期を覚えていないものの、集金人が来れば集金人に納付しており、納付書があれば納付書で納付していたはずであると主張しているが、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付時期、納付方法及び納付場所についての具体的な記憶がなく、請求期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたとする夫の請求期間の保険料についても請求者と同様に未納となっていることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600423 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1700005 号

第1 結論

昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月まで

妻が年金受給手続の際に年金記録を確認したところ、夫婦共に昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの国民年金保険料が未納になっていることが判明した。

結婚後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、私は関与していなかったが、請求期間前後の期間は全て納付済みになっているのに、請求期間の 1 年だけが未納になっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしていることから、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の保険料の納付を行っていたとする請求者の妻も、請求期間に係る保険料の納付時期、納付方法及び納付場所についての具体的な記憶がなく、請求期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする妻についても、請求者と同様に請求期間の保険料が未納となっていることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600424号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1700006号

第1 結論

昭和62年3月及び同年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年3月及び同年4月

私は、会社を退職した昭和62年3月に、A市役所の国民年金課の窓口で、国民年金の加入手続を行った。

加入手続を行った際、年金手帳が交付され、厚生年金保険の年金手帳と併せて2冊の手帳を所持することになった。

請求期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際にA市役所の窓口で1か月分の保険料を現金で納付し、翌月にもう1か月分の保険料を同市役所の窓口で納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職した昭和62年3月に、A市役所の国民年金課の窓口で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等から、平成2年10月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求期間の国民年金保険料については、加入手続を行った際にA市役所の窓口で1か月分の保険料を現金で納付し、翌月にもう1か月分の保険料を同市役所の窓口で納付したと主張しているが、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求期間当時の請求者が居住していたとする地域を管轄していたB年金事務所は、同事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿(昭和36年7月から平成8年12月分まで)には、請求者の氏名は見当たらないと回答し

ている上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600394 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700025 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から平成 8 年 5 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が低く記録されている。私は、同社の事業主であったが、請求期間の標準報酬月額を変更する届出はしていないので、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、当初、59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 5 月 31 日）の後の平成 8 年 6 月 14 日付けで、平成 7 年 7 月の随時改定及び同年 10 月の定期決定の記録を取り消し、同年 7 月 1 日に遡って 20 万円に減額する処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の経営状況については、請求者から提出のあった破産管財人の報告書（写）により、同社は、平成 8 年 5 月 21 日に銀行取引停止処分を受け、同年 6 月 * 日に自己破産の申請を行っていることが確認できるものの、請求者は、社会保険料の滞納はなかったと陳述しており、社会保険事務所（当時）から、標準報酬月額の減額処理について説明は受けておらず、同意もしていないと主張している。

しかしながら、i) 上記減額処理が行われたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日から破産申請したまでの間について、請求者は顧問弁護士と共に残務整理に当たっていたと陳述していること、ii) オンライン記録によると、上記減額処理時において、請求者以外に標準報酬月額が遡って記録訂正されている者は確認できず、請求者以外に厚生年金保険に係る事務を担当する者は見当たらないこと、iii) 上記減額処理時において、請求者は引き続き代表

取締役の地位にあることが上記閉鎖登記簿謄本により確認できることから、請求者が、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

また、口頭意見陳述においても、請求者が自らの標準報酬月額の減額処理に関与していなかったと判断できる陳述及び関連資料は得られなかつた。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として権限を有しており、自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。